

令和7年7月15日

令和7年度関東・全国中学校バドミントン大会に向けての
県中体連バドミントン専門部強化練習会について (0715 修正版)

【連絡事項】

1. 強化練習会における負傷（怪我）に関する補償措置については、学校からの参加において引率者が会場にいる場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めが適用されます。引率者が会場にいない場合は、適用されませんので注意してください。

地域クラブ活動においては、チーム代表者の責任のもと加入している傷害保険等の定めが適用されます。

なお、強化練習会共催の埼玉県バドミントン協会に加入する傷害保険については、通院・入院した場合、一日あたりの補償となります。

※引率者とは、選手所属校の校長・教員・部活動指導員・校長により引率を認められた外部指導者のことです。

2. 怪我や体調不良により強化練習会を途中から欠席しても参加費の返金はありません。